

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 1 日

上尾市教育委員会

教 育 長                      西 倉      剛

上尾市教育委員会規則第 1 3 号

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校職員服務規程（昭和 3 2 年上尾市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 号様式の 1 5 中「シニア海外ボランティア」を「シニア海外協力隊」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に提出されている改正前の上尾市立小・中学校職員服務規程による様式による書類は、この規則による改正後の上尾市立小・中学校職員服務規程様式によるものとみなす。